

革命初期シェイエスの憲法思想

浦田 一郎

はじめに

(19) 革命初期シェイエスの憲法思想

シェイエスは一七八九年の「第三身分とは何か」で革命の口火を切り、一七九九年にはブリュメール一八日のクー・デタによって革命を終わらせている。この革命指導者は、九三年憲法を除く、革命期のすべての憲法制定に⁽¹⁾関与している。彼は制憲に特別の執着と自信を持っていた。彼のリーダー・シップは制憲を通して実現されたといつてよい。この意味において、憲法学によるシェイエス研究は一つの有効性を主張できるであろう。

ところで彼は革命期の全体を通してリーダー・シップを握っていたわけではない。ジャコバン独裁下では明らかに革命の舞台から退いている。彼はロベスピエールか

ら「革命のもぐら」というあだ名をもらっている。彼がその指導性を最も良く発揮した革命初期において、どのような憲法思想をもって革命に臨み、革命情勢の展開に応じてそれをどのように発展させたかを、本稿では検討したい。

シェイエスは一七四八年に生まれ、一八三六年に死んでいる。この八八年の生涯は制憲とのかかわりあいの観点から五つの時期に分けられる。

革命以前の時期。一七四八年から一七八八年夏まで。彼にとっては、革命を思想的に準備した時期である。

革命初期。一七九二年夏まで。彼の憲法構想の基本が示された時期。

中期。一七九四年夏まで。革命の舞台から退かなけれ

ばならなかった時期。

末期。一七九九年秋まで。自己の構想を実現すべき憲法制定に、最後の努力を傾けた時期。

革命後。一八三六年まで。完全に活動を終わった時期。本稿で扱う革命初期を、彼の憲法思想の展開に応じて、さらに四つの時期に区別してみた。

第一期。一七八八年夏から一〇月まで。初めて革命にかかわりを持った時期。反王権が主張の中心。

第二期。一七八九年六月まで。反特権に議論の焦点をしばった時期。

第三期。七月から一七九一年秋まで。所有権を中心とする憲法構想を明確にしていた時期。

第四期。一七九二年夏まで。議会活動から離れていた時期。この時期の彼の憲法思想は不明。

一 憲法思想の展開

1、王権

一七八八年の夏シェイエスは一つのパンフレット(「見解」と略す)を出している。一七八九年に彼が書いた序文では、その執筆時期は大臣ブリエンヌの失脚(一七八

八年八月二三日)直前となっている。これは彼の憲法思想を初めて公にした文書である。その中で、全身分会議の目的を租税の決定と憲法制定に求め、その実現の仕方(1)「執行手段」を明らかにしようとした。(2)その原理として、(一)全身分会議は立法権を有すること、(二)立法権を自由に行使する権限は全身分会議にのみ属すること、(三)全身分会議はその審議結果に永続性と独立性を与えることができること(3)を確認する。

それを以下のように基礎づける。「市民の自由」あるいは「自然権」が立法権の上に立ち、それを指導する。(4)それらの権利は、具体的には、「人的所有」*propriété personnelle* (自分の能力に対する権利)と「物的所有」*propriété réelle* の行使が妨げられないことに存する。(5)そこに含まれる市民の意思決定の自由から、その集合体としての国民の意思決定の自由、したがって唯一の国民代表である全身分会議の立法権が帰結される。同様にして、市民の財産権から、その譲渡である租税に関する全身分会議の同意権が導かれる。(6)

生産労働と統治労働の分業と対応、*pouvoir constituant* (ただし子文字)と *pouvoir constitué* (ただし単

数)の区別、納税者を社会的企業の株主とする説明など、後の時期に展開されることになる議論が、すでに見出されることも注目されよう。

このパンフレットでは、それまで自明視されてきた権力の存在根拠が、市民の権利保障の観点から検証し直されている。⁽¹³⁾したがって、その検証にたえないアンシャ・レジーム打倒を帰結しうる論理が用意されているといえる。にもかかわらず、シェイエス自身が序文の中で言っているように、「後に諸身分の間に巻き起った、やっかいな論争に関するものは、ここには何もない。問題は、一方における国民と、他方における無制限の権力との間に、完全に存する。」⁽¹⁴⁾全身分会議がどのようにして立法権を王権から奪い返すかに、論理の中心が置かれている。この点での、特権身分と第三身分の一致が前提されている。この意味において、本書の革命的論理はただ現実の政治的勢力を持つことができない。革命の客観情勢においても、両者の不一致が明確になるのは、バルマンが全身分会議の従来通りの開催方法を決定した一七八八年九月二五日以降である。

2、特権

「見解」はすでに印刷に付されていたが、シェイエスはその刊行の延期を決意するに至る。その間の事情を「シェイエス小伝」⁽¹⁵⁾は次のように説明している。——原稿を印刷に付した後、政治情勢の変化を知り、刊行の中止を決意した。今や国民全体が絶対権力から権利回復を図っているのではなく、特権身分が、国民全体の利益を犠牲にして、特権の維持・拡大をねらっている。そのことを彼らは第二次名士会で示した。そこで、反特権の主張を明確にするために、特権論と第三身分論の執筆にとりかかり、以上三つのパンフレットを引き続いて公表することになった。——したがって、この証言によれば、彼が主張の焦点を反王権から反特権にしばったきっかけは、第二次名士会(一七八八年一月六日から一二月一日)である。

このようにして、「見解」の中にすでに存在していた革命的な論理は、それを現実化する政治的契機をつかみ、第三身分論⁽¹⁶⁾はフランス革命における最大の政治的扇動文書⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾となる。

反特権に焦点をしばった憲法構想をもって、彼は一七八九年五月五日の全身分会議の開会を迎える。六月一〇

日、シェイエスの提案にしたがって、第三身分は、議員資格の合同審査に加わるよう、特権身分に対して最後通告を発する⁽¹⁹⁾。合同審査への一部特権身分の参加の事態を基礎に、彼は六月一七日には議会に「国民議会」の成立を宣言させている⁽²⁰⁾。この日、議場に入ろうとするシェイエスを、期せずして議員達は起立して迎えたという⁽²¹⁾。この時が、生涯二度とない彼のリーダー・シッブの絶頂期であった。二三日、国王が身分別の討議を命じたのに対して、彼は、恐れず制憲に向かって進もうと訴え、満場一致の支持を受けた⁽²²⁾。七月七、八日の演説では、議会の決定に対する選挙区の拒否権ならびに議会の決定の適用に対する選挙区の免除権⁽²³⁾の禁止の確認を主張し⁽²⁴⁾、議会にそれを採用させること⁽²⁵⁾によって、封建勢力の抵抗を排除して、近代的議会の確立に貢献した。

革命前夜の憲法構想を現実化したこの六、七月は、反特権の論理がその完全な有効性を発揮した時期である。彼はこの時期の最大の議会指導者となる。

3、所有権

八月四日、封建的特権の廃止が宣言される。この宣言の内容は、人的特権の無償廃止、物的特権の有償廃止と

定式化できる。翌日からの宣言の文章化作業の中で、十分の一税は無償廃止か有償廃止か、さらに教会財産は国有化すべきかどうかが争われる。それに対して一〇日、シェイエスは十分の一税の無償廃止と教会財産の国有化に反対する態度を表明する⁽²⁶⁾。これは、僧侶であるシェイエスが自己の特権を守ろうとしたものであるとして、きわめて不評であった⁽²⁷⁾。この発言をきっかけとして彼は人氣を急速に失う。

彼の発言が教会の立場を擁護しようとしたものであることは否定できない。そのことは、種々の封建的特権の廃止問題の中で、彼が教会の問題についてのみ発言した点、教会の仕事の続行と僧侶の生活を何よりも心配している点⁽²⁸⁾、また教会職務の公共性と特殊性を強調している点⁽²⁹⁾などからうかがうことができる。

しかし彼は教会の特権をどのような論理で擁護したのであるろうか。すべての十分の一税は八月四日の買戻し宣言⁽³⁰⁾によって合法的な権利と認められたのであるから、無償廃止は許され⁽³²⁾ない、さらに教会のその財産に対する権利は神聖不可侵の所有権であるから、国有化は不可能である⁽³³⁾という。この論理は、教会擁護というだけではす

まないものを含んでいる。それは、教会の特権だけではなく、すべての物的特権にあてはまるからである。

物的特権の革命後の合法化を帰結するこの論理は、それまでの彼の激しい特権批判の立場と矛盾しないであろうか。これに彼は次のように答える。「偏見を持つ人々は、特権を攻撃していると私を非難した。今日、彼らは、所有権を擁護していると私を非難している。このように、原理の上にはっきり立っている者はすべて、どちらの方にもせよ、原理からそれた人々を確かに不愉快にする。」

特権——攻撃、所有権——擁護で彼は本当に一貫しているであろうか。最も厳しい反特権論を展開している第三身分論が検討しているのは、その冒頭の問題提起が示しているように、「政治的秩序」における第三身分の地位である。「我々がここでは第三身分について考察しなければならぬのは、その市民的地位においてよりも憲法との関係においてである。」⁽³⁵⁾他方で、特権身分が持つ経済的利益を、自然権としての所有権ととらえる。⁽³⁶⁾結局彼は、絶対王政下の経済的利益を、特権としてではなく、所有権としてとらえなおそうとしているのである。⁽³⁷⁾そのことを、政治的特権を排除し、私的特権の中では「人的

特権」を否定することによって、行おうとしている。⁽³⁹⁾物的特権のこのようなとらえ直しの可能性は、「共通の法律の下に生活し、同じ立法機関によって代表される結合者の団体」という「国民」の定義自体の中に示されている。所有権擁護という共通の法律によってとらえられる限りで、既得の経済的利益が正当化されるからである。第三身分論以前の「見解」において、絶対王政下の国債の維持を所有権原理に基づいて主張しているものも、同じ文脈にあると見ることができよう。⁽⁴²⁾

所有権を中心とする自然権保護の法体系を実現するためには、まず特権を特権として維持しようとする体制を打破しなければならぬ。反特権に焦点をしばった革命である。これは、反特権という点での第三身分のばく然とした統一と、その中のブルジョワジーのイニシアティブを前提としている。しかしこの革命は民衆革命展開の契機となり、その前提を揺るがせてしまう。民衆、特に農民は特権を所有権としても承認しない。ここに至って、所有権保護の体系にとって、民衆との緊張関係が現実化する。ある種の特権を所有権として再評価することによって、所有者の統一が明確化する。「土地解放のた

めに闘う農民に対する所有者階級、ブルジョワジーと貴族の提携⁽⁴³⁾。したがって、「原理」の明確化の時期は、おそらく七月一四日のバリの革命とそれに続くグラント・プールから始まったと見るべきであろう。

特権——攻撃、所有権——擁護というシェイエスの原理自体は、有償廃止論でまとまった議会の多数派と矛盾しない。にもかかわらず、この時期に彼が前の時期のような目ざましいイニシアティブを失ったのはなぜであろうか。教会財産の問題ですっかり人気を落としたのが、その重要なきっかけである。教会財産は、人的特権であるためではなく、その公共的性格を理由に、無償廃止、国有化の扱いを受けることになったが、これに彼はついて行くことができなかった。それは何よりも彼が僧侶であったためであろう。しかし彼のイニシアティブの喪失のより根本的な原因は、民衆革命に対処するすべを知らなかったことである。彼には民衆を理解する姿勢も能力もない。民衆を労働の機械に⁽⁴⁴⁾なってしまうと見、「第三身分のうち余裕のある階層⁽⁴⁵⁾」によって市民のイメージを作っている。ただ、この点では他の大部分の議員も同じであろう。しかし彼らは有償廃止による民衆に対

する妥協とその懐柔という、所有者として賢明な決断を選択することができた。シェイエスは確かに有償廃止の原則によって教会財産を擁護したが、彼自身が積極的にその原則に賛成であったわけではない。八月四日の宣言が良く準備された結果であることは知られているが、その企てのあることを知りながら、彼はその日の議会に欠席している。むしろ反対であったらしいとルフェーブルは見ている。⁽⁴⁶⁾「もし革命がどのように向きを変えるのかを知っていたならば、私は決してそれにかかわりあわなかったであろう」とまで言ったと伝えられている。特権——攻撃、所有権——擁護といっても、有償廃止によってその原理を積極的に実現するのではなく、特権を所有権として評価し直す、もっと保守的な線を彼は考えていたようである。具体的に何を考えていたかはわからない。それを明らかにする前に、革命の流れに追い越されたのであるから。

これ以後、彼は沈黙がちとなる。

八月四日の封建的特権の廃止宣言と二六日の人権宣言によって、制憲の基本原則が確定したために、この時期以降の制憲作業は具体的なものに移って行く。

九月七日に彼は命令的委任禁止の論理を展開する⁽⁴⁸⁾。そのことよって国政への民衆の影響力を排除し、所有者国家の形成原理の明確化に貢献する。自由権の保障としての君主制の再評価も注目される⁽⁴⁹⁾。

所有秩序の保障にとって司法制度と警察制度は不可欠であるが、これに関する彼の案は、革命以前の経済的利益を所有権として保護するための制度を構想する点で、議会の基本的な流れと異ならないが、革命以前からの職業的法曹による、陪審の事実上の独占⁽⁵¹⁾に典型的に見られるように、他の案と比べて、より保守的な線で所有権擁護を考えている⁽⁵²⁾。

代表者選出の基礎および行政区画⁽⁵³⁾として、非常に幾何学的な地域分けを構想する。全国を八一の県に、各県を九のディストリクトに、各ディストリクトを九のカントンに、それぞれ等面積になるように分ける。これが、地域を基礎とする封建勢力の打破による国民的統一をねらったものであることは明らかであろう。それとともに、代表の基準として、土地、人口、税金⁽⁵⁴⁾を考える。納税額の多い地域は、それだけ多く立法、行政に影響力を行使できるように配慮されている。特権——攻撃、所有権——

擁護の「原理」の一つの現れと見ることができよう。また、民衆運動に対する彼の対処の仕方を示すものとして、出版取締法案⁽⁵⁵⁾、宗教活動に関するバリ県条例⁽⁵⁶⁾にも注目することができる。

二 憲法思想の構造

シェイエスの憲法思想にとって革命初期は、反王権、反特権、所有権擁護と主張の焦点を移すことよって、その構造が明確になって行く過程であった。それはどのような構造を持っていたのであろうか。

彼の所有論を基礎づける論理は、「労働による所有⁽⁵⁷⁾」である。これは小商品生産をモデルとして作られていることは明らかであるが、この論理自体は商品交換一般を正当化するものである⁽⁵⁸⁾。ある種の所有を労働に基づくものとして、それに制限を課し、あるいはそれを否定する論理ではなく、すべての所有を労働に基づくものとして、それに対する社会的規制を排除するものである。そのことは、「権利の平等」と「手段の平等⁽⁵⁹⁾」の区別によつて、無制限の所有の不平等⁽⁶⁰⁾を正当化する点を見るだけでも明らかである⁽⁶¹⁾。

人的・物的所有権に含まれる個人の意思決定の自由から、その集合体としての国民の意思決定の自由が帰結される。ここに彼の主権論が存在する。その構造を、彼の憲法構想を初めて示した「見解」でまず確認しておく。

彼によれば、自由な選挙のないところに「真の代表」はない。ゆえに国王は代表にはならない。⁽⁶²⁾しかしこの選挙は年齢の他に納税も条件とする。⁽⁶³⁾議員の任期は短期でなければならず、彼は選挙人によって罷免される。⁽⁶⁴⁾

「国民議会」が成立するためには、議会に対する選挙区の拒否権・免除権が禁止されなければならない。⁽⁶⁵⁾「各議員は社会全体を代表する」ものであるから、彼を票の単なる運搬人にすることはできない。なぜなら、選挙区が議員の意思を厳密に拘束してしまうと、議会内での議員間の妥協が不可能になり、「共同意思」が形成されなくなるからである。したがって「受任者」Mandatairesに広い「信頼」を与えなければならない。このことよって議員は「真の代表者」になる。しかし議員は選挙区から完全に自由になるわけではない。議員の「任務」missionは選挙人から与えられるのであるから、選挙人はいつて

もそれを撤回し、時期や「問題の性質」la nature des affaires に関してそれを限定することができる。議員は新しい事態を選挙人に知らせ、その意見を聞くことが要求されている。⁽⁶⁶⁾

ここに見られる主権論は、反特権に焦点をしばった時期にも、維持されていたと見てよいであろう。制限選挙の上に、命令的委任とリコールの制度を置きながら、議員が選挙区の代理人ではなく、国民全体の代表者であることを理由に、あるいは討議のためには議員に意見変更の自由がなければならないことを理由に、命令的委任に限定を加えていることなどは、明らかに確認できる。⁽⁶⁷⁾

所有権擁護に主張がしばられてくる時期になると、それにつれて、「国民主権」の姿もはっきりしてくる。国民主権かルソー的人民主権かの問題は、身分を廃止してもなお残る所有の不平等を、国政の上でどう扱うかという問題だからである。受動的市民論による制限選挙の定式化、⁽⁶⁸⁾命令的委任の全面禁止、「国民」および「代表」の観念化の帰結としての、国王の代表資格の承認、「民主制」と「代表制」の対置など。

「個別意思は共同意思の唯一の要素である」という定

式は、初めての作品である「見解」以来、一貫して確認されているが、これは、反王権あるいは反特権を帰結するために必要な論理であった。主権が国王ではなく国民に、特権身分ではなく第三身分にあることを基礎づけるためには、議論を個人から出発させなければならぬからである。この意味において、シェイエスの個別意思——共同意思論は、国民主権論の形成にとって必要な経過点として、国王および特権身分の支配を打破するためのものであって、民衆による主権の確保を直ちに意味するものではない。

個別意思を共同意思の唯一の要素とする定式は、受動的市民に参政権を拒否し、命令的委任を禁止し、国王に国民代表権を承認している段階でも維持されている。勿論そこに矛盾はあるのであるが、彼にはあまり鋭く意識されていない。それはなぜであろうか。個別意思と共同——一般意思の結びつきが弱いからであろう。ルソーにおいては、個別意思は特殊意思と一般意思の統一である⁽⁶⁹⁾。個別意思は、一般意思に発展する契機を含む。そのことが自覚されている。したがって、一般意思の現実化のためには、すべての個別意思の集合が不可欠となる。だが

らこそ、主権行使を決定しうる一般意思と、単なる特殊意思の集合にすぎない全体意思を区別する必要も出てくる。ところがシェイエスには、個別意思と特殊意思の区別と関連を問う姿勢は希薄である。したがって、個別意思の集合が、ルソーの言葉でいえば、全体意思と無自覚に同一視され、したがってまた、個別意思と切り離されたところに共同意思の形成を求めざるをえなくなる。このような可能性を彼の個別意思——共同意思論は常に含んでいる。このルソーとシェイエスの違いは、ルソーが所有に対する何らかの社会的規制の上に市民の一般性——共同性を作り出そうとするのに対して、シェイエスが、物的手段を独占する市民も、人的手段しか持たない市民も、共に所有者であるとする形式——「権利の平等」にのみ、共同性——一般性を求めるといふ、社会に対する二人の構想の仕方の質的差異に基づく。

ところで、このような彼の憲法思想の基礎に、どのような社会観が存在するのであろうか。彼は、経済より政治、農業より商工業、いなかより都市を重視する⁽⁷⁰⁾。彼の視野には経済のあり方の変革は含まれていない。社会の矛盾を政治の指導性によって解決しようとする。そこで

憲法制定に異常な期待をかけることになる。

このような考え方の方法的基礎は、勿論、自然法論であるが、どのような自然法論であろうか。近代自然法論には、その形式の非歴史性にもかかわらず、その内容が、ロックやスミスに見られるように、きわめて豊かな歴史感覚によって基礎づけられているものがある。それは、自然法論が、自己の主張を自然なものとして正当化しようとする実践的な態度だけではなく、社会を客観的に貫く自然法則を認識しようとする理論的な態度を含んでいるからである。自然法によって理論と実践の統一が図られている。ところがシェイエスは、事実や歴史を軽視・軽蔑し、それらとの関係を完全に断切ったところで「理性」や「原理」に耳を傾けようとする。勿論これは、事実や歴史としてのアンシャン・レژیームを批判しようとするところから生まれる態度であり、多かれ少なかれすべての自然法論者に共通しているが、シェイエスの場合には、一見否定的に評価せざるをえない事実や歴史の、しかしその底に働いているはずの理性や原理を探究しようとする思考方法がない。したがって、その理性や原理の体系としての自然法は、現実社会に対して一面的に超

越的であり、技術的性格を色濃く持つことになる。この態度が、一方において種々の巧みな憲法理論(彼にとつては最高の社会技術)創出にプラスするとともに、他方において憲法制定の社会・経済的基盤の認識を不可能にしている。彼は法理論の形成の点ではすぐれていたが、社会認識のレベルでは先人につけ加えたものをあまり持たなかったといつてよいのではないであらうか。⁽²¹⁾

おわりに

革命期のほぼ全体を通じて彼は「憲法制定者」としての評判を持ち続ける。これが、革命開始期のはなばなしリーダー・シップにまつわる革命家としての権威と、優越した憲法理論構成能力に基礎を持つものであることは疑いない。しかしながら、彼に対する「憲法制定者」という規定は、反面、彼の政治的指導能力の喪失を前提としている。一七八九年八月の政治的失敗以後、彼に期待されていたのは、現実に政治を指導して行く憲法制定能力であるよりも、別の人間によってすでに切りひらかれた政治的方向を、権威づけ、憲法にまとめあげる技術だったようである。

(29) 革命初期シェイエスの憲法思想

ところで「憲法制定者」としてのシェイエスを理論的に支えていた基礎は、彼の所有論である。このことが、彼の理論の体系性を保障するとともに、革命のそれぞれの段階で、所有権擁護にとってより大きな障害として、攻撃の焦点をあるいは特権身分にあるいは民衆にしぼるという、柔軟な政治的態度を可能にしたのである。革命初期において所有権論は、「法律革命」⁽⁷²⁾の観念の中核として、アンシャン・レジーム下の経済的利益と近代的な権利を結ぶ働きをする。しかしながら、彼の所有権のいわば自己目的化・抽象化⁽⁷³⁾は、彼の憲法理論が、革命の特定の段階における機能を越えて、あるいは長くあるいは短く、市民憲法思想の中で生きることと可能にした。

- (1) 九五年憲法制定作業におけるシェイエスの構想については、浦田一郎「共和暦三年のシェイエス」『「橋研究」』第二六号、一九七三年、一五―二七頁。
- (2) 論文末に掲げた文献目録1。
- (3) *ibid.*, p. 103, 104.
- (4) *ibid.*, p. 8.
- (5) *ibid.*, p. 9.
- (6) *ibid.*, p. 25.
- (7) *ibid.*, p. 11.

- (8) *ibid.*, p. 11, 14, 16, 17.
- (9) *ibid.*, p. 12.
- (10) *ibid.*, p. 113.
- (11) *ibid.*, p. 77.
- (12) *ibid.*, p. 113.
- (13) たとえば、国王への権限移譲契約説の否定 (*ibid.*, p. 24) 国王のためではなく国民のための租税 (*ibid.*, p. 47) など。

- (14) たとえば、*ibid.*, p. 14, 100 など。
- (15) Sieyès, *Notice sur la vie de Sieyès*, Bibliothèque Nationale, 8^e Lnt^r, 18956, p. 17, 18. これは一七九四年六月に書かれ、テルミドールの反動以後発表された。匿名で書かれているが、シェイエス自身の筆によるものであることは争いが無い。
- (16) 文献目録5。
- (17) 第三身分論における反特権論の構造については、浦田一郎「一七八九年におけるシェイエスの主権理論」『「橋研究」』第二三号、一九七二年、三一―八頁。
- (18) この時期の具体的な憲法構想については、文献目録6。
- (19) 文献目録7。
- (20) 文献目録8。
- (21) Glyndon G. Van Deusen, *Sieyès; his life and his nationalism*, New York, 1932, p. 38.
- (22) 文献目録9。

- (23) 命令的委任との違ひについて、浦田前掲論文、一〇頁。
- (24) 文献目録10。
- (25) *Archives Parlementaires* (以下 A. P. と略す) 1^{ère} série, t. 8, p. 208.
- (26) 文献目録15 16。
- (27) A. Neton, *Sieyès*, Paris, 1901, p. 98.
- (28) 文献目録15, p. 387.
- (29) 文献目録16, p. 393.
- (30) A. P., p. 350.
- (31) 文献目録15, p. 387.
- (32) *ibid.*, p. 389.
- (33) 文献目録16, p. 392.
- (34) *ibid.*, p. 391.
- (35) 文献目録5, p. 129. 大岩誠訳『第三階級とは何か』岩波書店、一九五〇年、三二頁。
- (36) 文献目録5, p. 136. 大岩訳、三九、四〇頁。
- (37) 政府の地方議会構想を、その召集が「聖職者、貴族、平民としてではなく、所有者として」なされているととらえ、そのことによる「利益共同体」の形成を期待している(文献目録6, p. 153, 154. 大岩訳、五九—六一頁)。
- (38) 文献目録6, p. 35 が、特権の中で人的特権のみを問題としてゐるのは注目に価する。
- (39) 公私の特権を批判している部分(文献目録5, p. 125. 大岩訳、二八頁、文献目録6, p. 16) もあるが、私的特権の廃止が主張されているわけではない。また特権身分の全存在を否定しているように読める発言(文献目録5, p. 124. 大岩訳、二六頁)も、特権身分が政治的特権と人的特権の放棄によって国民の中に復帰する可能性を否定してゐない。
- (40) 文献目録5, p. 126. 大岩訳、二八頁。
- (41) 文献目録5, p. 66, 146, 148, 150.
- (42) 「シエイエスの思想においては、貴族をほろぼすよりも、それを大きな国民の中に吸収することが問題なのである。」(P. Bastid, *Sieyès et sa pensée*, Librairie Hachette, 1939, p. 334.
- (43) ソブール、小場瀬・渡辺訳『フランス革命』、岩波書店、一九五三年、上、一〇六頁。
- (44) 文献目録6, p. 35. 文献目録19, p. 594.
- (45) 文献目録5, p. 143. 大岩訳、四七頁。
- (46) G. Lefebvre, *Quatre vingt neuf*, 1939, p. 187. 鈴木泰平訳『フランス革命——八九年——』、世界書院、一九六五年、二二一、二二二頁。
- (47) Droz, *Histoire du règne de Louis XVI*, 1839, t. 2, p. 418, cité par Bastid, *op. cit.*, p. 82.
- (48) 文献目録19。その分析については、浦田前掲論文、二—四頁。
- (49) 文献目録34, p. 46. 文献目録35, p. 138.
- (50) 文献目録20。

- (51) 八六、一〇三、一〇四条。
- (52) シェイエス案を含む革命初期の司法制度論については、稲本洋之助氏による一連の研究『社会科学研究』第二〇巻第三・四合併号、第二三巻第二号、第二四巻第二号、第二五巻第二、三号参照。
- (53) 文献目録21。
- (54) 文献目録12、p. 11. 文献目録21、p. 202, 207.
- (55) 文献目録23。
- (56) 文献目録28、29、31。
- (57) 文献目録13、p. 256—258.
- (58) 本来、誰のものでもない自然に、労働力を投下した者は、その成果を自己の「排他的所有物」(*ibid.*, p. 257, 258) にすることが出来る。ここでは他人の同意という要件が排除されてくる。
- (59) *ibid.*, p. 257.
- (60) これは単に量的不平等だけではなく、労働力商品化(「自分の勤務や時間を拘束することができる」——文献目録17、p. 423。「活動と労働の所有」——文献目録13、p. 257) はその論理的前提)の可能性を含む質的不平等をも意味する。
- (61) 労働による所有論の近代的性格については、田中正司『ジョン・ロック研究』、未来社、一九六八年、第二部参照。ただし、遠藤輝明「フランス革命史研究の再検討」、岡田与好編『近代革命の研究』、東大出版会、一九七三年、上、一八九—二五〇頁は、労働による所有論を一つの根拠に、シェイエスを分解以前の小商品生産者のイデオログとする。労働による所有論の分析は別の機会に試みたい。
- (62) 文献目録6、p. 145.
- (63) *ibid.*, p. 125.
- (64) *ibid.*, p. 116.
- (65) *ibid.*, p. 22.
- (66) *ibid.*, p. 19—22.
- (67) 文献目録5、p. 144. 大岩沢、四七頁。文献目録9、p. 13, 43, 60, 63, 64.
- (68) 文献目録12、p. 9. 文献目録13、p. 259.
- (69) 言葉の上では必ずしも使い分けされていないが。
- (70) そこに見られる経済思想をザッペリは新重商主義(主観的価値論にもとづく不平等交換の考え方)と規定する(文献目録5の序文、p. 8)。
- (71) 彼の読書や教養は浅かったとの指摘もある(*ibid.*, p. 111, 112)。革命初期の彼のリーダー・シップは、彼が身につけた先人の社会認識と、彼の「社会技術」構成能力の見事な協働によるものというべきであろうか。
- (72) 稲本洋之助「フランス革命と法」社会主義法研究会編『革命と法』、法律文化社、一九七四年、同「外国法の学び方——フランス法」『法学セミナー』、一九七三年十一月、一九七四年、一、三、五、七、九月号参照。
- (73) Zapperi, *Stoÿes et l'abolition de la féodalité en*

1789, *Annales historiques de la Révolution française*, 1972, N° 209, p. 347.

文献目録

憲法草案に見る重要なる革命初期のシヤトーリスの著作・梁恒。Bastid, Sieyès et sa pensée の四稿を參考した。

1' Correspondance de Sieyès avec son père, O. Tasseir, *Documents inédits. La jeunesse de l'abbé Sieyès*, 1897. 手に入らなからず。

2' Fragments divers, cités par Sainte-Beuve, *Causeries du lundi*, Librairie Garnier Frères, Paris, t. 5, p. 189—216.

3' *Vues sur les moyens d'exécution dont les représentants de la France pourron disposer en 1789*, Bibliothèque, Nationale (シヤトリス集), 8° Lb⁹. 1266. 一七八八年夏「執筆」同年末から翌年初頭にかけて刊行。

4' *Essai sur les privilèges*, édité par E. Champion, Paris, 1888. 一七八八年十一月刊行。

5' *Qu'est-ce que le Tiers Etat*, édité R. Zapperi, Librairie Droz, Genève, 1970. 一七八九年一月刊行。

6' *Instruction donnée par S. A. S. Monseigneur le duc d'Orléans à ses représentants aux bailliages, suivie de délibérations à prendre dans les Assemblées*, B. N., 8° Lb⁹. 1380. C. 一七八九年二月刊行。

7' Motion tendant à sommer les deux autres ordres à se rendre dans la salle des Etats pour procéder à la vérification des pouvoirs, à la séance du 10 juin 1789, *Archives Parlementaires* (シヤトリス集) 1^{re} série, t. 8, p. 84, 85.

8' Motion relative à la constitution de l'assemblée, 15, 16 juin 1789, *A. P.*, p. 109, 121, 126.

9' Demande que l'assemblée résiste aux ordres du Roi, 23 juin 1789, *A. P.*, p. 146, 147.

10' Discours sur les mandats impératifs, 7, 8 juillet 1789, *A. P.*, p. 205, 207.

11' Intervention sur le renvoi des troupes, 8 juillet 1789, *A. P.*, p. 210.

12' *Quelques idées de constitution applicables à la ville de Paris en juillet 1789*, B. N., 8° Lb⁹. 2107. 一六人委員発行。九月印刷。

13' Préliminaire de la Constitution; reconnaissance et exposition raisonnée des droits de l'homme et du citoyen, 20, 21 juillet 1789, *A. P.*, p. 256—264.

14' Intervention sur la chasse, 6 août 1789, *A. P.*, p. 357.

15' Opinion sur l'arrêté du 4 relatif aux dîmes, 10 août 1789, *A. P.*, p. 387—389.

19' Observations sommaires sur les biens ecclésiastiques,

- 45' Note sur la monarchie, 6 juillet 1791, *Moniteur*, t. 9, p. 46, 47. 187
- 55' Réponse à Paine, 16 juillet 1791, *Moniteur*, p. 137—139.
- 95' Lettre à Stanislas de Clermont-Tonnerre, 13 octobre 1791, *Moniteur*, t. 10, p. 134—136.
- 55' Lettres à Crillon, 26, 29 octobre 1791, *Moniteur*, p. 202, 230.
- 85' Observations sur la lettre de Clermont-Tonnerre, *Moniteur*, p. 304.

(山形大学講師)